

「札幌市建築確認申請の手引き 2018年版」の修正項目

(2019.04.01 更新)

ページ	修正前	修正後
目次 第2章 第5節	1 札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 条例の特例の取扱い【条例2条】	1 札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 条例の特例の取扱い【附置義務条例2条】
目次 第2章 第6節	1 札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 用途変更における取扱い【地区計画条例】	1 札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 地区計画の区域に係る取扱い【地区計画条例】
目次 注意書き	通達、条例、細則の略語解説のみ	法、令 の略語解説を追記
1-12P	中段の説明書き ・地区計画書(控)を建築安全推進課より建築確認課へ引き継ぐ	・地区計画書(控)を 届出者に返却
1-13P	(注2): 確認申請の日は報告書提出の翌日から数えて10日目以降	(注2): 確認申請の日は報告書提出の翌日から 起算して 10日目以降
1-14P	中段の説明書き ・届出書(副本)を建築安全推進課より建築確認課へ引き継ぐ	・届出書(副本)を 届出者に返却
1-20P	12 地下鉄について	構造に関する ことは所管が 交) 高速電車部施設課 で、連絡先は 896-2754 であることを追記
1-63P	工事实施確認写真提出用紙 前文について ～確認しましたので、建築基準法施行規則第4条第1項第3号に基づき…	～確認しましたので、建築基準法施行規則第4条第1項第 2 号に基づき…
表(2-1P ～ 2-20P)	△:一部適用	△: 補足有 に変更のうえ、各項目の凡例(○、△、×)を修正
2-3P	床面積 ポーチ 備考について ・住宅程度の建築物においては、ポーチの周長の1/3以上が開放されているか、一辺開放で奥行2m以下の場合には床面積に算入しない	・住宅程度の建築物においては、ポーチの周長の1/3以上が開放されているか、一辺開放で奥行2m以下の場合には床面積に算入しない(一辺開放で、奥行きが2mを超える場合は、すべて床面積に算入する)
2-5P	階数 地階 備考について 手引き2-92Pを参照	手引き2- 93P を参照
2-10P	測定線の設定方法 基準総則掲載ページについて 260	260-261
2-11P	耐火構造の屋根の例示仕様(15)について 備考について	備考に 防避解P178を参照 追記
2-16P	排煙告示 平12建告～ 備考について 避難経路である廊下を排煙設備の設置を免れるために床面積100㎡以内ごとに区画するための防火設備等は、避難上支障となるため設けないことが望ましい。 防避解P184、185を参照	・避難経路である廊下を排煙設備の設置を免れるために床面積100㎡以内ごとに区画するための防火設備等は、避難上支障となるため設けないことが望ましい。 ・防避解P184、185を参照
2-17P	非常用の進入口又は代替進入口の配置(98)について 備考について 備考 防避解P187を参照	備考 防避解 P186 を参照
2-38-1P (追加)		児童福祉施設等の主たる用途に供する居室について解説
2-58P	① 仕出し屋、学校の給食センターについて整理	「この場合」以降を削除
2-65P	④ 屋上に設ける建築設備等の日影制限について (2) ※雪庇防止柵について「雪庇防止柵の取扱い」(2-93P)を参照すること。	(2) ※雪庇防止柵について「雪庇防止柵の取扱い」(2- 92P)を参照すること。
	⑥ 方眼北の算出方法について ～下記のように求められる。	～ 図2 のように求められる。
2-72P	⑮ 日影規制除外区域について(条例第5条)	⑮ 日影規制除外区域 について (条例第5条)
2-109P	・<式> (A+X) - B ≥ 30cm	・<式> (A+X) - B = H ≥ 30cm ※また図中に Hを明記 ・図右方の “固定垂れ壁” の表記を削除
2-117P 2-119P 2-120P	～建築主事等へ事前協議すること。	～ 事前に建築確認の申請先と協議 すること。
2-117-1P (追加)		路地状部分の例示を追加
2-137P	① 2方向避難について ※ 条例第76条の4、第76条の5の規定により、階避難安全検証法又は全館避難安全検証法により確かめられたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものは除く。	※ 階避難安全性を有する階及び全館避難安全性確認建築物については、条例第76条の4又は条例第76条の5の規定により、本規定の適用は免除される。 ホテルのアルコーブについて解説を追加
2-145P	② 用語解説について (3) 線路敷(鉄道用地)	(3) 線路敷(鉄道用地) ※高架の線路敷を除く
2-147P	1 札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 条例の特例の取扱い【条例2条】	1 札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 条例の特例の取扱い【附置義務条例2条】
資-1	①・②・▲・面積・階数等の制限あり	①～④、▲ 面積・階数等の制限あり
資-2		特別用途地区内の建築制限について、条例の一部改正(平成31年3月6日施行分)による変更内容を反映